

4 関係通達の改正等

平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について、別紙 1 を以下のとおり改正する。

なお、上記 2 及び 3 に係る本ガイドラインの改正部分については、上記 3 (5) に示す施行日前であっても、可能な限り改正後のガイドラインに基づいた対策等を実施することが望ましいものであることに留意すること。

新	旧
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 陸運事業者の実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具</u>(以下「<u>要求性能墜落制止用器具</u>」という。)を取り付ける設備がある場合は、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">最大積載量が<u>2 t 以上</u>の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が<u>2 t 未満</u>の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ タンクローリーへの給油作</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 陸運事業者の実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>安全帯</u>を取り付ける設備がある場合は、<u>安全帯</u>を使用すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">最大積載量が<u>5 t 以上</u>の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が<u>5 t 未満</u>の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ タンクローリーへの給油作</p>

業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害防止対策】

ア～エ（略）

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

～（略）

運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、要求性能墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じること。

～（略）

カ～ク（略）

【クレーン等による労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】（略）

【テールゲートリフターによる労働災害防止対策】

ア テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。

イ 作業開始前及び定期にテールゲートリフターを点検すること。

ウ テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させるこ

業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害防止対策】

ア～エ（略）

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

～（略）

運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。

～（略）

カ～ク（略）

【クレーン等による労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】（略）

（新設）

と。

— ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。

— 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。

【ロールボックスパレット等による労働災害防止対策】

ア ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

【ロールボックスパレット等による労働災害防止対策】

ア ロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を

<p>～ (略)</p> <p>__ <u>ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャストロッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャストロッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。</u></p> <p>__～__ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。</u></p> <p>オ <u>最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策</p> <p>ア <u>職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)で示された各対策を講じること。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 荷役作業の安全衛生教育の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得</p> <p>以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取</p>	<p>遵守させること。</p> <p>～ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>__～__ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策</p> <p>ア <u>職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)で示された各対策を講じること。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 荷役作業の安全衛生教育の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得</p> <p>以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取</p>
--	--

得を推進すること。

ア～ウ（略）

エ テールゲートリフター

貨物自動車に設置されているテールゲートリフター（特別教育）

（３）・（４）（略）

４～６（略）

第３ 荷主等の実施事項

１ 安全衛生管理体制の確立等

（１）・（２）（略）

（３）安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア（略）

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記４（４）に例示する事項等について協議すること。

２ 荷役作業における労働災害防止措置

（１）（略）

（２）墜落・転落による労働災害の防止対策

ア（略）

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置す

得を推進すること。

ア～ウ（略）

（新設）

（３）・（４）（略）

４～６（略）

第３ 荷主等の実施事項

１ 安全衛生管理体制の確立等

（１）・（２）（略）

（３）安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア（略）

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記５（４）に例示する事項等について協議すること。

２ 荷役作業における労働災害防止措置

（１）（略）

（２）墜落・転落による労働災害の防止対策

ア（略）

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

<p>ること。</p> <p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策 【フォークリフトによる労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略) 【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】 ア・イ (略) ウ <u>荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。</u> エ <u>荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。</u> <u>また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。</u></p> <p>(4) ～ (6) (略) 3 ～ 6 (略)</p>	<p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策 【フォークリフトによる労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略) 【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】 ア・イ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) ～ (6) (略) 3 ～ 6 (略)</p>
---	--